



平成27年1月29日

環境省災害廃棄物対策特別本部  
災害廃棄物対策チーム 御中

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会  
会長 石井 邦夫



### 災害廃棄物対策に係る今後の制度的なあり方に関する意見

当連合会は、東日本大震災をはじめ全国各地で発生した自然災害による災害廃棄物の処理の経験及び実績を踏まえつつ、災害廃棄物対策の制度的側面における課題の検討を継続的に行って参りました。

この災害廃棄物対策について環境省は、「平成26年度巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会」を9月に設置されて以降、所要の検討を進められているところと承知しております。この間、昨年11月の第2回委員会において「巨大災害発生時における災害廃棄物に係る対策スキームについて—制度的な側面からの論点整理(案)ー」(以下「論点整理(案)」という。)を提案され、12月の第3回委員会での検討を経て、本年2月に開催される第4回委員会において「論点整理(案)」を取りまとめ、具体的な制度化を進める方針であると伺っております。

災害廃棄物の処理に産業廃棄物処理業者が一層貢献できますよう、環境省におかれましては、「論点整理(案)」の取りまとめ及びその後の災害廃棄物対策に係る法制度の具体化に当たり、今回提出させていただいた以下に掲げる意見を十分に反映いただきたくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 災害廃棄物対策に係る法制度の全体設計は、「迅速な災害廃棄物処理の実行」を最優先の課題とすること。

緊急時である災害廃棄物の処理は迅速な対応を要するものであるが、平常時を前提とした現行の廃棄物処理法はそれに十分対応できていない。具体的には、次の例のような制度上改善すべき問題がある。

### (1) 災害廃棄物処理に係る広域的な協力体制を阻害する問題点

廃棄物処理法の解釈では、災害廃棄物処理の実施主体は平常時と同様に市町村とされている。その半面、複数の市町村や都道府県にわたる広域の対応が必要とされる場合を想定した制度設計は行われておらず、これを改善すべきである。

#### 【問題の具体例】

廃棄物処理法では、市町村が一般廃棄物の処理を他の市町村に所在する処理施設で行おうとするときには、あらかじめ他の市町村に対して通知しなければならないと定めている（廃棄物処理法施行令第4条第9号イ）。さらに、市町村の中には要綱によって事前協議を義務付けているところもあり、災害廃棄物処理の広域対応が必要とされるケースであってもそれを迅速に行えないという問題がある。

### (2) 一般廃棄物処理施設の設置に係る特例措置に関する問題点

廃棄物処理法では、産業廃棄物と同様の性状の一般廃棄物を処理しようとする場合に、当該産業廃棄物の処理施設の設置許可を有する処理業者は当該一般廃棄物の処理施設の設置許可を改めて取得する必要はなく、都道府県知事への届出で済むこととされている（廃棄物処理法第15条の2の5関係）。しかし、災害廃棄物についてはこの特例措置が機能しない等の問題があり、これを改善すべきである。

#### 【問題の具体例】

- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設は特例の対象にならないため、同様の性状の一般廃棄物であっても結局は一般廃棄物処理施設の設置許可が必要となる。
- ・特例措置においては「他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。」とされているため、処理施設への搬入後の分別が安全かつ効率的であるにもかかわらず、それを行うことは許されない。このため、災害廃棄物の迅速な処理の実施を一層難しくしている。

### (3) 災害廃棄物処理に必要な施設設置の手続きに関する問題点

災害廃棄物の仮置場等における移動式破碎施設や除塩施設等、必要な施設の設置を迅速に行えるよう許可等の手続き制度を改善すべきである。

**2. 巨大災害に限らず、大規模災害、その他の災害を想定した段階的な隙間のない制度とすること。**

今回の「論点整理（案）」は「巨大災害発生時における」との標題に見られるように、東日本大震災クラス又はそれを超える規模の災害発生を想定した対策スキームとされている。一方、迅速な災害廃棄物処理の実行はすべての被災地において緊急を要する課題であり、その認識に立って巨大災害のみに限らない法制度の設計を行うべきである。

通常の災害廃棄物の迅速な処理が出来ないのであれば、ましてや巨大災害の災害廃棄物の迅速な処理が出来ないと認識している。

**3. 災害廃棄物は「迅速な処理」を旨としつつ、再生利用等による廃棄物の減量化に最大限取り組むこと。**

災害廃棄物の処理においては、迅速な処理の実施を旨としつつ、安易に焼却等の処分を行うのではなく、再生利用等による廃棄物の減量化に最大限取り組むものとすべきである。

**4. 災害廃棄物対策に係る法制度を具体化するための論点として、新たな法制度の創設によるか又は既存法制度の修正によるかの検討を明確に行うこと。**

今回の「論点整理（案）」では、「廃棄物処理法の枠組み」を前提とする議論が展開されている。しかし、「廃棄物処理法の枠組み」を前提に特例等を中心とした制度とするか、災害廃棄物を新たに定義して新たな法制度を創設するかは、上記の1、2及び3に留意し、最も適切な法的枠組みを選択する検討を経て決められるべきものである。

**5. 災害廃棄物の合理的な定義等を明確にすること。**

災害廃棄物の定義及び範囲（以下「定義等」という。）が曖昧なままでは、災害廃棄物の適正処理を確保する上で問題が生じるおそれがある。このため、災害後の片付けで発生した廃棄物や被災した工場等で発生した廃棄物を含める等、災害廃棄物の合理的な定義等を明確にし、その定義等に応じて必要とされる制度的な手当を行うべきである。

**6. 災害廃棄物の処理を受託する者が再委託を可能とする場合には、適切な能力等を有する者に対して再委託を可能とすべきであり、特定のJV内の事業者に限るべきではないこと。また、この再委託を可能とする場合には、委託処理の執行を統括又は支援する事業者や事業者団体の存在が重要であること。**

今回の「論点整理（案）」では、特に同案7頁の「1－2. 特例措置の整備について」

において「(2) 元請け・下請け関係を前提としたJVによる委託処理を可能とするための特例措置」とされており、この特例措置の対象となる事業組織体等をあたかも特定のJVに限定しているかのような印象を受ける。

被災地のニーズに基づき、災害廃棄物の処理を適切に実施できる事業組織体等であればJVのみに限定すべきではなく、JVのほか、東日本大震災において見られたように、関係団体や企業が被災地の処理区の実情に応じて適切な形で参加できるものとすべきである。

7. 市町村、都道府県、国、産業廃棄物処理業界、その他の関係業界（以下「関係者」という。）による平常時からの処理体制作りと想定訓練の実施が必要であること。さらに、資材、機材、処理施設等の能力を定期的に把握し、例えば仮処理施設の設置を検討する前に既存施設の有効活用の可能性を検討するなど、関係者が把握した情報を共有・活用すべきであること。

以上